

(規約第6条、第8条関係)

会費取扱規程

中野南区地区会

(会費の金額)

第1条 年会費の金額は、規約第6条1項に定めるとおりとする。

(会費の納入)

第2条 会員は、書面等により指定する期日までに年会費の全額を納入する。

2 前項に指定する期日は、その10日前までに周知しなければならない。

3 会費の納入方法は、班長による戸別集金のほか、事務局への事前預けによるものとする。

(会員の証)

第3条 会費が納入された場合、別に定める書面(※様式第2号)を発行し、その世帯に属する者が会員であることを証する。

(会費の分割納入、減免措置)

第4条 本会に入会しようとする者又は会員を継続しようとする者のうち、会費の分割納入又は減免を希望する者は、会長に届け出なければならない。

2 前項の届け出は、書面(※様式第5号)によるもののほか、本人の申し出又は電磁的方法によるものとし、代理人に委託することができる。

3 前項において書面によらない届け出を受けた場合は、その旨を書面(※様式第5号)に記録する。

4 会長は、分割納入又は減免を希望する届け出があったものを審査し、これにより承認された者が措置を受けることができる。

5 会長は、前項の審査にあたり、中野南区民生委員及び中野南区行政推進員に各々の守秘義務を超えないことを条件に、意見を求める事ができる。

6 分割納入は、四期を限度に均等割とすることを取り決めたうえで、初回の納入期日は第2条1項のとおりとし、規約第6条の規定については、その期間内において適用するものとし、別に定める書面(※様式第3号)を発行する

7 免除が承認された者の規約第6条の規定の適用については、その会員は年会費を納入したものとみなし、別に定める書面(※様式第4号)を発行する。

8 減額が承認された者の納入期日は中途加入を除き第2条1項のとおりとし、規約第6条の規定の適用については、その会員は年会費を納入したものとみなし、別に定める書面(※様式第4号)を発行する。

(会費の滞納)

第5条 本規程第2条1項に定める期日までに前条4項の承認なく会費を滞納した会員は、次の手順により会員の権利を喪失する。

- (1) 退会的意思確認及び減免措置に関する通知を送付する。
- (2) 前号から30日以内の納入がない場合、その期日をもって会員の権利を喪失する。

2 滞納期間分の全額が納入された場合、別に定める書面(※様式第2号)を発行し、その期日をもって会員の権利を復する。

(会費の不納)

第6条 本規程第4条7項の定めによらず年会費の納付がない者は非会員とするものとし、会員の権利及び義務を有しない。

(会費の返金)

第7条 該当する会計年度内に、規約第8条により退会した者への返金を行わない。

付 則

- 1 この規程は、令和8年4月27日に施行する
- 2 この規程の改廃は、役員会の議決を要する

(様式第 2 号、領収書)

領収書兼会員証 (控) 年 月 日 様 年度会費 円 取扱者㊞	領収書兼会員証 年 月 日 様 年度会費 円 上記正に領収し、貴世帯に属する方が 本会の会員であることを証します。 洋野町中野第 地割 番地 中野南区地区会 会長 ㊞ (事務所住所) 洋野町中野第 地割 番地 取扱者㊞
---	--

(様式第 3 号、分割納入用領収書)

領収書兼会員証 (控) 年 月 日 様 年度会費内金 円 (次回納入期限) 年 月 日まで 取扱者㊞ 申請書番号	領収書兼会員証 年 月 日 様 年度会費 円うち、 円を正に領収し、貴世帯に属する方が 年 月 日まで本会の会員であることを証します。 洋野町中野第 地割 番地 中野南区地区会 会長 ㊞ (事務所住所) 洋野町中野第 地割 番地 取扱者㊞
---	--

(様式第 4 号、減免用領収書)

領収書兼会員証 (控) 年 月 日 様 年度会費 円 円を減額・免除 円領収 取扱者㊞ 申請書番号	領収書兼会員証 年 月 日 様 年度会費 円うち、 円を減額・免除のうえ 円 を正に領収し、貴世帯に属する方が本 会の会員であることを証します。 洋野町中野第 地割 番地 中野南区地区会 会長 ㊞ (事務所住所) 洋野町中野第 地割 番地 取扱者㊞
--	--

(様式第 5 号、分割納付・減免申請書)

地区会費 減額・免除・分割納入 申請書				
中野南区地区会長 様 私は、次の理由により地区会費の 減額・免除・分割納入 を希望します。 (申請の理由： のため。) 年 月 日 洋野町中野第 地割 番地 氏名： 電話番号： (摘要欄)				
整理番号	受理	提出(代理人等)	審査(可否条件等)	備考